

# 景観計画について

## 1. 景観計画とは

景観計画とは、景観法(平成16年制定)に基づく法定計画であり、景観行政団体となった市町村が、景観行政を進めていく上での基本となる計画である。景観計画では、市町村の総合計画や都市計画マスタープランなどの上位計画を踏まえ、将来のまちの景観像を想定しながら、良好な景観形成に向けた方針と具体的な規制・誘導内容を定めるものである。

### 景観行政団体とは

景観法では、景観行政を担う主体を「景観行政団体」と位置づけており、県や指定都市、中核市は、自動的に景観行政団体となる。その他の市町村は、都道府県の同意の上で景観行政団体となる。(本県の状況は別紙)

### 美しい県土づくりガイドライン

県では、平成21年3月、景観施策を積極的に推進するため、市町村の景観計画策定のマニュアルともなる「美しい県土づくりガイドライン」を策定。

## 2. 景観計画の効果と内容

### 効果

#### 景観行政の実効性の担保

景観条例(自主条例)では届出・勧告によるものであったため、実効性が乏しかったが、景観計画では、景観法に基づく条例に位置づけることで、建築物や工作物の色やデザインについての変更命令が可能となり、法的拘束力が高まった。

#### 広域的な区域の規制・誘導が可能

都市、農山村、山地など、都市計画法や農地法等により、それぞれの景観が形成されてきたが、景観計画では、都市計画区域の内外を問わず区域設定ができることから、地域全体の調和のとれた景観形成が可能となる。

#### 身近な景観資源の保全が可能

天然記念物や文化財などの文化的、学術的に価値のある資源を保全する手だてはあったが、文化的、学術的に価値を有しない資源を保全する手段がなかった。景観計画では身近な景観資源も対象にできるので、地域の実情にあった景観の保全・創造が可能となる。

### 景観計画で定められる内容

#### 【 必須事項 】

景観計画区域

景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

良好な景観形成のための行為制限に関する事項

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

(指定対象となる建造物又は樹木がある場合に限る)

#### 【 選択事項 】

屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

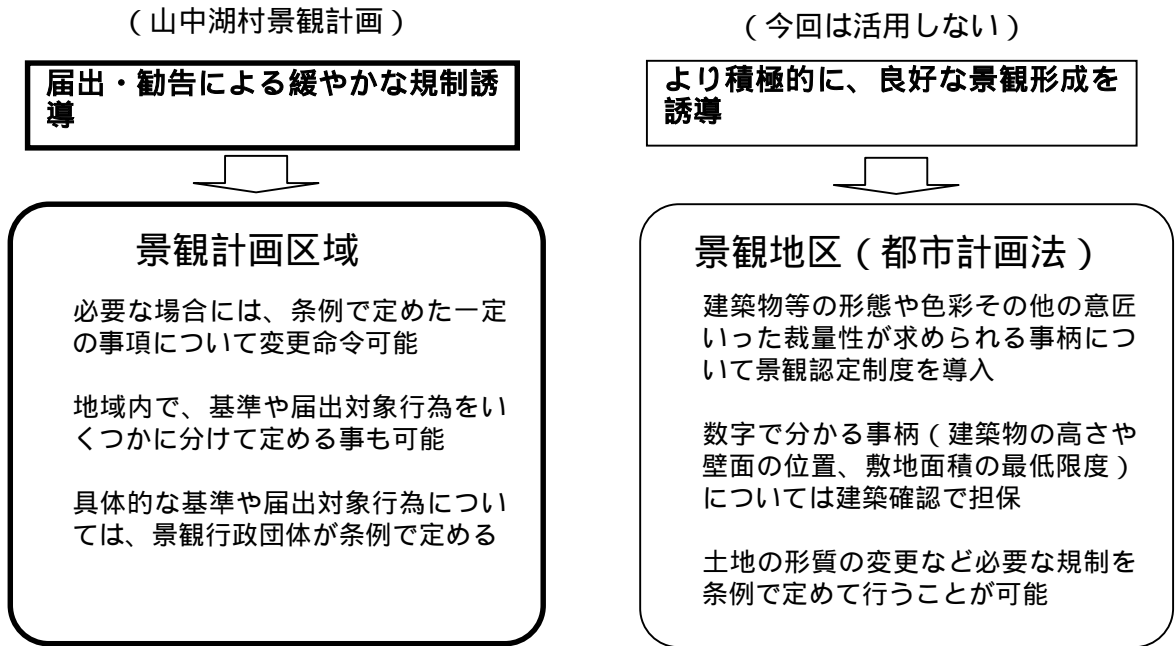
景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設の占用等の基準

景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

自然公園法の許可の基準

## 地域の特性に応じた規制誘導手法



### 3. 景観計画策定の手続き

景観計画を定めるときには、あらかじめ、公聴会の開催、説明会の実施等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分については、都道府県都市計画審議会(市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)の意見を聴かなければならないとされている。(景観法第9条第2項)

(参考)

山梨県都市計画マスタープラン(富士北麓都市計画)

#### 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

##### 景観構成系統

###### ・自然的景観

富士山や忍野八海周辺及びこれらを取り囲む山並みや富士五湖をはじめとする湖や河川、市街地や集落を取り囲む斜面緑地、身近な里山としての城山、小倉山など、本都市計画区域を特徴づける自然景観の保全を図る。

###### ・都市景観

富士山や湖などの特色ある自然景観に配慮した街並みの形成やこれを眺望する地点の整備を図る。主要駅周辺や幹線道路沿道では、富士山などの山並みへの眺望の確保や街路樹などによる修景を図り、公共公益施設や民間施設の緑化を促進し、観光にも配慮したうるおいのある都市景観の形成に努める。